

平成30年8月24日

京都市長 門川 大作 殿

改善結果報告書

京都市伏見区東大手町749番地

フロムイースト3階

特定非営利活動法人エンゼルネット

理事長 山本 拓史

当法人が、平成30年8月2日付京都市達文地第2号で受けました特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）第42条に基づく改善命令（以下「本件命令」といいます。）について、下記のとおり、改善結果を取り纏めましたので、御報告致します。

記

1 役員体制の見直し

当法人の理事長による虚偽報告に加え、そのような報告を役員らが制止出来ず、相互牽制機能が働いていなかったことを真摯に受け止め、後任の役員が決定され次第、当法人の役員は全員辞任し、役員を刷新致します。

現在、法人・事業所の適正な運営、コンプライアンス等の視点で後任役員の人選を進めているところであり、出来る限り早急に後任役員を臨時総会で選任し、相互牽制機能を持つ執行体制を構築する所存です。

後任役員につきましては、決定次第速やかにご報告をさせていただきます。

2 役員名簿及び事業報告書等の報告書類の修正及び再提出

当法人から京都市に対してこれまで提出した報告書類のうち、事実と反する記載があった役員名簿（平成28年8月1日付、平成29年4月25日付、平成30年6月30日付）の内容を修正し、当法人の事務所に備え置くとともに、京都市に再提出を致しました。

今後所轄官庁への報告書類については、十分に精査して提出する所存です。

3 総会の運営の適正化

当法人において、平成30年8月10日に通常総会を、同月23日に臨時総会を実施致しました。

その際の臨時総会の議長は、当法人の定款第26条に基づき、各総会に出席した正会員の中から選出しております。

今後も定款を遵守し、総会においては出席した正会員の中から議長を選出し、運営していきます。

また、真に設立趣旨に賛同する方に、法人の正会員として参画いただけるよう、定款を変更し、総会をさらに適正化する枠組みを検討してまいります。

4 法令遵守

当法人は、法令及び定款の認識不足により、当法人において会計事務を担当していた者が監事に就任し、職員を兼ねることが出来ない監事に対して給与を支払っておりました。

これが、NPO法19条及び定款に違反した状態であったことは改めて認識しております。

平成29年4月以降、当法人の会計事務は理事と税理士が行い、税理士の指導助言を受けながら実施しておりますので、上記の状況はすでに改善しております。

今後同様の事態が生じないよう、適正な法人運営を行っていく所存です。

以 上